

# 記述式演習講座

## 記述式の実戦力を段階を追って無理なく身につける！

記述式試験は、択一式試験の延長上にあります。ただし、記述式試験を攻略するには、択一式試験の知識や、記述式試験特有の知識をどのように使うかを押さえておかなければ問題は解けません。「記述式演習講座」では、まず基本的な知識の使い方を学ぶために小問形式の問題からスタートします。

徐々に問題のレベル・分量を上げていくことで、無理なく本試験レベルの問題を解くための力を養います。解説レジュメも、問題文の読み取り方、申請すべき登記の確定方法といった点を理解できるようにまとめられていますので、記述式試験対策を万全にすることができます。

### 問題

#### 問題1

司法書士法務守は、平成24年7月1日、別紙1のとおり登記がされている土地について、関係当事者から別紙2から4までの書類の提示を受け、これに基づいて申請すべき一切の登記の申請書の作成及び申請代理の依頼を受けた。

司法書士法務守は、必要な調査を行い、同日、受領した書面に基き必要となる登記の申請を行った。

司法書士法務守が、その各申請書に記載した申請情報のうち、登記の目的、登記原因及びその日付、登記事項、申請人の氏名又は名称、添付情報並びに登録免許範囲を、別紙客室用紙の第1欄及び第2欄に記載しない。

#### (客室作成上の注意事項)

- 別紙2から4までに表示されていない登記に必要な書類は、法律上すべて書式に作成されているものとする。
- 必要な登記の申請情報及び申請情報と併せて提供することが必要な情報の提供の方法は、書面を提供する方法（ただし、磁気ディスクを提供する方法を除く。）によるものとする。
- 登記を申請すべき期に従って、記載すること。

### 小問形式からスタート

まずは、小問形式からスタート。徐々にレベルアップする問題で実力を養成します。

### 解答解説冊子

#### 解説

##### 分 この問題で申請すべき登記

- 先例による所有権の移転の登記
- 抵当権の設定の登記

#### 解説

##### 問題文と登記記録の読み取り

###### 1 問題文

司法書士法務守は、平成24年7月1日、別紙1のとおり登記がされている土地について、関係当事者から別紙2から4までの書類の提示を受け、これに基づいて申請すべき一切の登記の申請書の作成及び申請代理の依頼を受けた。

司法書士法務守は、必要な調査を行い、同日、受領した書面に基き必要となる登記の申請を行った。

司法書士法務守が、その各申請書に記載した申請情報のうち、登記の目的、登記原因及びその日付、登記事項、申請人の氏名又は名称、添付情報並びに登録免許範囲を、別紙客室用紙の第1欄及び第2欄に記載しない。

### 出題論点の確認

この問題では何が問題になったか論点を明記。何を申請すべきだったかをまず確認します。

### 答案作成のポイント！

問題文のどこに着目し、どのように考えればよいかをしっかりと理解できます。

例、別紙2の申請書か？

司法書士法務守は、平成24年7月1日に、「別紙2から4までの書類を、これに基づいて申請すべき一切の登記の申請書の作成及び申請代理」とされ、「同日、受領した書面に基き必要となる登記の申請」とされている。

別紙の登記の依頼を受けた旨は記載されていないので、法務守は、すべての申請書を一度に作成し、すべての登記を一度に申請している。

#### ポイント1

問題を解くにあたっては、別紙2から4までを連続して見て、その後にすべての申請書を一度に作成する必要がある。

例、別紙2を見て、先にその登記の申請書を作成してはいけません。

(注) 誰から申請の依頼を受けたか？